【許可を受けた後の届出等】

（１）事実の発生から２週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア　経営業務の管理責任者を変更したとき	○**経営業務の管理責任者証明書**（様式第７号）
イ　婚姻等により経営業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○**経営業務の管理責任者証明書**（様式第７号） 添付　戸籍抄本又は住民票の抄本
ウ　営業所の専任技術者を変更したとき	○**専任技術者証明書（新規・変更）**（様式第８号(1)） 添付　新たな技術者の技術資格に関する書面 （技術検定合格証明書等）
エ　婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○**専任技術者証明書（新規・変更）**（様式第８号(1)） 添付　**戸籍抄本又は住民票の抄本**
オ　新たに営業所の代表者になった者があるとき	○**変更届出書**（様式第22号の2） 添付　**誓約書**（様式第６号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 **略歴書**（様式第13号）
カ　経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○**届出書**（様式第22号の3）
キ　法第８条第１号及び第７号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○**届出書**（様式第22号の3）

（２）事実の発生から３０日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア　商号又は名称を変更したとき	○**変更届出書**（様式第22号の2） 添付　登記事項証明書 ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
イ　既存の営業所について、 （ア）その名称 （イ）所在地 （ウ）営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○**変更届出書**（様式第22号の2） 添付　登記事項証明書 ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
ウ　資本金額（又は出資総額）に変更があったとき	○**変更届出書**（様式第22号の2） 添付　登記事項証明書 **株主（出資者）調書**（様式第14号） ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合

	に限ります。
エ　法人の役員、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	**○変更届出書**（様式第22号の2） 添付　登記事項証明書 **許可申請書**（様式第１号）**の別紙１**（法人の場合） ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
オ　営業所の新設をしたとき	**○変更届出書**（様式第22号の2） 添付　●当該営業所の代表者に関する書類 **誓約書**（様式第６号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 **一覧表**（様式第11号） **略歴書**（様式第13号） ●当該営業所の専任技術者に関する書類 ・専任技術者証明書（様式第８号(1)） ・新たな技術者の技術資格に関する書面 （技術検定合格証明書等） 登記事項証明書 ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
カ　新たに役員、支配人となった者があるとき	**○変更届出書**（様式第22号の2） 添付　**誓約書**（様式第６号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 **略歴書**（様式第12号） 登記事項証明書 **許可申請書**（様式第１号）**の別紙１**（法人の場合） ※　登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
キ　建設業を廃業等したとき （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】 （イ）法人が合併等により証明したとき【役員であった者が届出】 （ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】 （エ）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人】 （オ）許可を受けた建設業を廃止したとき	**○廃業届**（様式第22号の4）

（３）事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後４月以内に届出）

届出事項及び届出書類の様式等
○　**変更届出書**（国土交通大臣許可業者にあっては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙８様式） ※　都道府県知事許可業者にあっては各都道府県で定める様式となります。 添付　**工事経歴書**（様式第２号） **直前３年の各事業年度における工事施工金額**（様式第３号） **貸借対照表**（様式第15号又は第18号） ※　法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります。 **損益計算書**（様式第16号（完成工事原価報告書付）又は第19号） ※　法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります。 **株主資本等変動計算書**（様式第17号）、**注記表**（様式第17号の２） ※　法人のみ必要となります。 **事業報告書**（任意様式） ※　特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。 必要記載事項については会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されています。 **附属明細表**（様式第17号の３） ※　特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。 ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ①　資本金の額が1億円超であるもの ②　最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの **納税証明書**（税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面） ※　国土交通大臣許可業者については法人税（個人の場合は所得税）、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。 **使用人数を記載した書面**（様式第４号） ※　使用人数に変更があった場合に限ります。 **建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表**（様式第11号） ※　令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合に限ります。 **国家資格者等・監理技術者一覧表**（様式第11号の2） ※　国家資格者・監理技術者一　覧表に記載した技術者に変更があった場合に限ります。 **定款** ※　定款に変更があった場合に限ります。

【注】　申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。